

学校施設開放事業の再開にあたっての運営説明書
～新型コロナウイルスの感染拡大防止のために～

はじめに

学校施設開放事業（以下、「開放事業」という。）は、学校教育活動に支障のない範囲で、堺市立学校（以下、「学校」という。）施設を開放することで、地域コミュニティづくりに寄与するために行っている事業です。今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校教育活動中は、学校において徹底的な感染症対策がとられており、開放事業においても、利用団体全体への影響はもとより、学校施設を利用するという観点から、同様に感染防止対策をとる必要があります。

このたび、別添のとおり開放事業利用者向けの「学校施設開放事業の再開にあたっての利用方法説明書」を作成いたしました。各学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）におかれましては、同説明書を周知・徹底するよう利用団体への指導をお願いいたします。また、各運営委員会には教育委員会（地域教育振興課）へ後述各種書類を提出していただきますので、併せてお願いいたします。

◆ 運営委員会の責務

・利用団体へ、「学校施設開放の再開にあたっての利用方法説明書」を配付し、熟読のうえ実施していただくよう伝えてください。

消毒作業等について、小学校、中学校ともに利用団体の方が責任をもって行うよう指導してください。また、消毒作業等の実施確認については、小学校は管理指導員が、中学校は当日責任者以外の利用団体の方が現場確認するよう指導してください。

・利用団体が利用する際に、次のとおり書類を作成し、運営委員会を通じて地域教育振興課へ提出をしていただくこととしましたので、ご対応くださいますようお願いいたします。具体的な提出書類や提出方法は以下1～4をご参照ください。

1 利用団体が作成する書類

- ① 施設開放事業利用時におけるチェックシート（団体責任者用）（以下、「チェックシート」という。）
- ② 学校施設開放事業参加者名簿

②は、利用団体で1ヶ月間保管するよう指導してください。（必要に応じて確認させていただくことがありますので、必ず作成させてください。）

2 利用団体から提出を受ける書類

- ① チェックシート

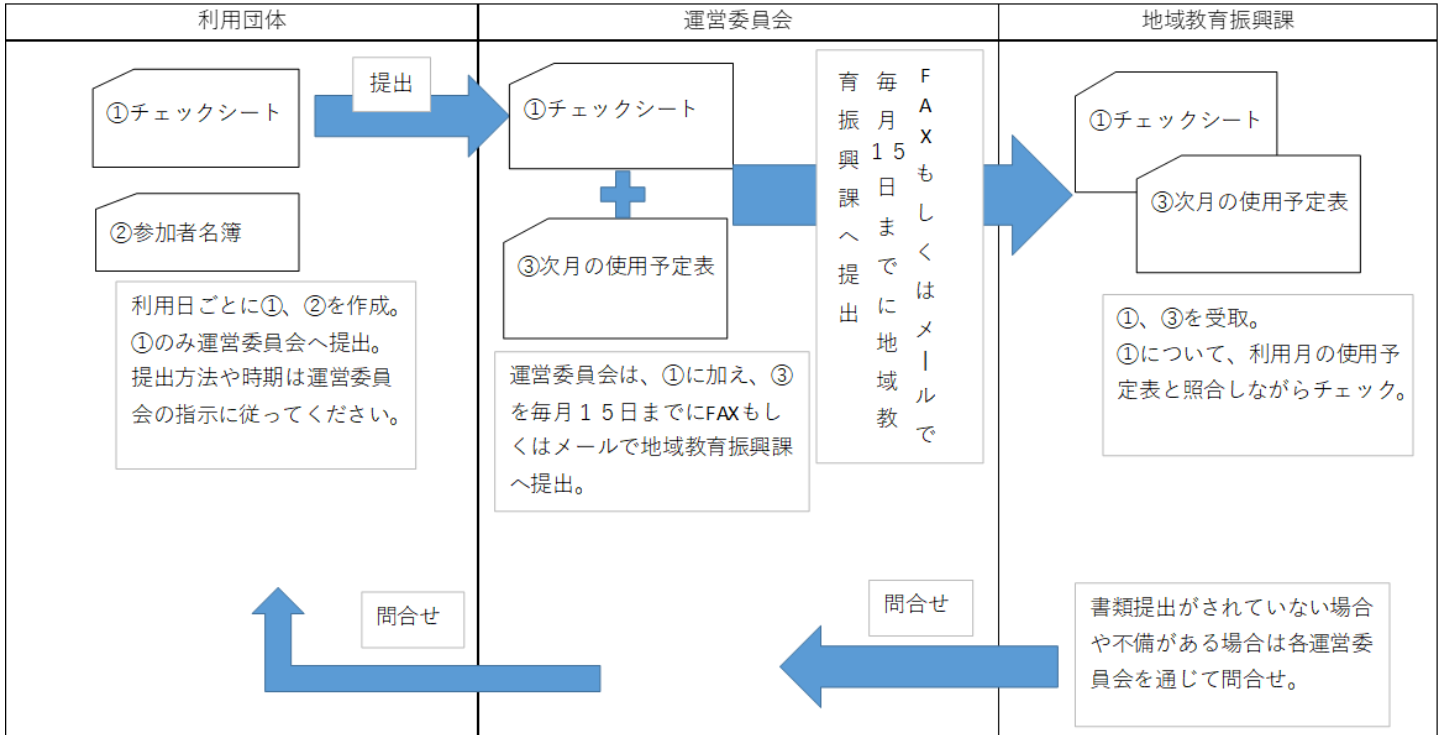
①について、利用団体から提出を受けてください。（現場確認者の署名をご確認ください。）

3 運営委員会が地域教育振興課へ提出する書類

- ① チェックシート（利用団体から提出を受けたもの。）
- ③ 次月の学校施設開放事業使用予定表（同内容の予定表があれば代用可。）

①と③を毎月15日までに、FAXもしくはメールにて、地域教育振興課へ提出ください。
 例えば、8月15日に地域教育振興課へ提出する書類は、利用団体からの提出を受けた7月の全てのチェックシートと9月の使用予定表です。
 ※提出後に予定表に変更が生じた場合は、地域教育振興課までご連絡ください。
 ※期限までにご提出いただけない場合は、問合せいたします。
 ※6、7月の使用予定表は予定が決まり次第、6月26日（金）までにご提出ください。

（書類提出の流れ）



問合せ先

堺市教育委員会事務局

地域教育支援部 地域教育振興課 支援係

TEL 072-228-7920 FAX 072-228-7009

Mail chikyoushin@city.sakai.lg.jp